

宇部市時短要請支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県（以下「県」という。）が営業時間短縮要請を行った期間（以下「要請期間」という。）（第1期：令和3年8月30日～令和3年9月12日、第2期：令和3年9月13日～令和3年9月26日）において要請に協力した飲食店等へ交付する営業時間短縮要請協力金（以下「県協力金」という。）を受けた飲食店等及び、県の要請に協力した飲食店等に酒類等を卸しており、売上が減少している事業者に対し、宇部市時短要請支援金（以下「市支援金」という。）を給付するために必要な事項を定める。

(市支援金の種類)

第2条 市支援金は次の各号とする。

- (1) 県協力金の上乗せ支援金
- (2) 家賃支援金
- (3) 卸売事業者支援金

(給付の対象となる者)

第3条 市支援金の給付対象者は、市内に店舗を有している次の各号に該当するものとする。

- (1) 県協力金の上乗せ支援金

- ア 県協力金の給付を受けていること。
- イ 市税の滞納がないこと。
- ウ 本要綱に定める卸売事業者支援金の給付を受けていないこと。

- (2) 家賃支援金

- ア 県協力金の給付を受けていること。
- イ 該当する店舗に対して賃料の支払いを行っていること。
- ウ 市税の滞納がないこと。
- エ 本要綱に定める卸売事業者支援金の給付を受けていないこと。

- (3) 卸売事業者支援金

- ア 飲食店等において、日々、直接的に客に消費されるもの（以下「対象品」という。）を卸していること。
- イ 対象品の売上額は、全売上額の5割以上であること。
- ウ 要請期間における売上が、前年または前々年売上対比で30%以上減少していること。

ただし、開業後間もないため、要請期間における売上と、前年の売上対比ができない場合は、要請期間直近1ヶ月間の売上額を、要請期間と同期間となるよう按分

した額と要請期間の売上対比で30%以上減少していること。

エ 市税の滞納がないこと。

オ 本要綱に定める県協力金の上乗せ支援金または家賃支援金の給付を受けていないこと。

(給付額)

第4条 1店舗あたりの市支援金の給付額は、次の各号のとおりとする。

(1) 県協力金の上乗せ支援金

一律10万円とし、要請期間が延長された場合においても、1店舗あたりの給付は1回限りとする。

(2) 家賃支援金

家賃1ヶ月分の10分の4以内とし、算出された給付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。また、1店舗あたり第1期・第2期それぞれ上限を10万円とする。

(3) 卸売事業者支援金

要請期間における前年または前々年売上対比で減少している金額の2分の1以内とし、1店舗あたり第1期・第2期それぞれ上限を30万円とし、下限を1万円とする。また、開業後間もないため、要請期間における前年売上対比ができない場合は、要請期間直近1ヶ月間の売上額を、要請期間と同期間となるよう按分した額と要請期間の売上対比で減少している金額の2分の1以内とし、1店舗あたり第1期・第2期それぞれ上限を30万円とし、下限を1万円とする。ただし、算出された給付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(給付申請)

第5条 市支援金の給付を受けようとする給付対象者は、宇部市時短要請支援金給付申請書(様式第1号、様式第2号)に、次の号に掲げる書類を添えて、別途定める期日までに、市長へ提出しなければならない。

(1) 県協力金の上乗せ支援金

ア 店舗ごとの支援金計算書(様式第1-1号、様式第1-2号)

イ 県協力金の給付を受けたことが確認できるもの

ウ 市税に滞納がないことの証明書

(2) 家賃支援金

ア 店舗ごとの支援金計算書(様式第1-1号、様式第1-2号)

イ 県協力金の給付を受けたことが確認できるもの

ウ 該当する店舗を借り受けていることが確認できるもの

エ 申請日直近まで家賃を支払っていることが確認できるもの

オ 市税に滞納がないことの証明書

(3) 卸売事業者支援金

ア 個人事業主の場合

(i) 店舗ごとの支援金計算書(様式第2-1号、様式第2-2号)

(ii) 本人確認書類の写し

(iii) 確定申告書の写し

(iv) 要請期間及び、前年または前々年における同期間の売上額と卸売先が確認できる売上台帳等の写し

ただし、開業後間もないため、要請期間における前年売上対比ができない場合は、要請期間直近1ヶ月間の売上額と卸売先が確認できる売上台帳等の写し及び開業届の写し

(v) 市税に滞納がないことの証明書

イ 法人の場合

(i) 店舗ごとの支援金計算書(様式第2-1号、様式第2-2号)

(ii) 履歴事項全部証明書の写し

(iii) 確定申告書の写し

(iv) 要請期間及び、前年または前々年における同期間の売上額と卸売先が確認できる売上台帳等の写し

ただし、開業後間もないため、要請期間における前年売上対比ができない場合は、要請期間直近1ヶ月間の売上額と卸売先が確認できる売上台帳等の写し

(v) 市税に滞納がないことの証明書

(給付の決定)

第6条 市長は、前条の申請が給付の要件に適合していると認めるときは、当該店舗について市支援金の給付を決定するものとする。

2 市長は、市支援金の給付決定を行ったときは、給付決定額を対象事業者が指定した金融機関の口座に振込むものとする。

(不給付要件)

第7条 市支援金の申請を行う事業者が、次のいずれかに該当するときは、宇部市時短要請支援金不給付決定通知書(様式第3号)により不給付を通知するものとする。

(1) 第3条各号に該当しないことが明らかである者。

(2) 前号に掲げる者のほか、市支援金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者。

(市支援金の返還等)

第8条 市長は、市支援金の給付を受けた対象事業者が、偽りその他不正行為によって給

付を受けたことが判明した場合又は県協力金の対象ではないことを確認した場合、宇部市時短要請支援金給付決定取消通知書兼返還命令書（様式第4号）により、当該事業者に対する市支援金の給付決定を取り消すとともに支給した市支援金を返還させるものとする。

- 2 前項の規定において、その事情を勘案し、市長がやむを得ないと判断した場合はこの限りではない。

（督促及び遅延利息）

第9条 市長は、前条の規定により市支援金の返還を命じた場合において、当該返還すべき金額を指定した期日までに市支援金の給付を受けた対象事業者が納付しなかったときは、宇部市財務規則（昭和44年規則第4号）の定めに従い、督促状を当該事業者に発するものとする。

- 2 市支援金の給付を受けた対象事業者は、前項の規定により督促を受け、指定された期限（以下「指定期限」という。）までに納付しなかったときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、宇部市延滞金の徴収に関する条例（昭和39年条例第57号）に定める利率により計算した額を遅延利息として納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月29日から施行する。